

## 枚方市条例第 6 号

### 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年枚方市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号イ中(イ)を削り、(ロ)を(イ)とし、(ハ)を(ロ)とする。

第19条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号イ及びロを削る。

第21条中「(令和元年枚方市条例第2号)」を削る。

第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

(妊娠等についての申出があった場合における措置)

第23条 任命権者は、職員が、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実の申出をしたときは、育児休業の取得の促進のための措置として規則で定めるものを講じなければならない。

(育児休業の取得を円滑にするための措置)

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、規則で定める措置を講じなければならない。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年枚方市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 子育て部分休暇

第13条中「職員」の次に「(会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。))のうち規則で定める者を除く。)」を加える。

第15条第1項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。)」及び第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第15条の2第1項中「次の各号のいずれにも該当しない者に限る」を「介護時間休暇を与えないことについて合理的な理由があると認められる会計年度任用職員として規則で定める者を除く」に改め、各号を削る。

第15条の3の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇)

第15条の4 子育て部分休暇は、職員(規則で定める職員を除く。)が小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在学している子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき特にやむを得ない理由により勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 第15条第3項の規定は、子育て部分休暇について準用する。この場合において、同項中「その期間の」とあるのは、「その」と読み替えるものとする。

第16条の見出しを「（病気休暇等の承認）」に改め、同条中「及び障害のある職員の健康管理休暇」を「、障害のある職員の健康管理休暇及び子育て部分休暇」に改める。

（企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例（平成16年枚方市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項に次の1号を加える。

(4) 子育て部分休暇（職員が小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在学している子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき特にやむを得ない理由により勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）

附 則 [令和4年3月11日公布]

この条例は、令和4年4月1日から施行する。